

2026年3月吉日

各種業務用洗剤のラベルに、
新たに「保護メガネ着用」安全図記号の表示を開始します

日本食品洗剤衛生協会


日本食品洗剤衛生協会では、業務用洗剤使用時における目のトラブル防止を目的として、新たに「保護メガネ着用」を示す安全図記号を制作しました。本安全図記号は、2026年4月より、製品ラベル等への表示を開始いたします。

当協会ではこれまで、製品の誤使用による事故防止を目的として「各種業務用洗剤の表示に関するガイドライン」を制定し、分かりやすいラベル表示の推進に取り組んでまいりました。その中で近年、化学物質である洗剤や漂白剤を取り扱う現場においては、目への飛散による事故防止の観点から、保護メガネの着用が従来にも増して重要視されています。こうした状況を受け、ラベル表示においても、使用者が直感的に保護具の着用を理解できる視覚的な表示の必要性が高まっていました。

今回導入する安全図記号は、これまで表示してきた「洗剤・漂白剤等安全対策協議会」の12種類の安全図記号と併せて使用することで、よりの確かかつ具体的な注意喚起を可能とし、使用者の安全行動につなげることを目的としています。

当協会は今後、「各種業務用洗剤の表示に関するガイドライン」の改訂を進めるとともに、会員企業に対して安全図記号の表示を推奨し、本安全図記号の趣旨や正しい使用方法の周知・啓発に取り組んでまいります。なお、本安全図記号は非会員企業においてもご利用いただけるものであり、適切なラベル表示の普及を通じて、業界全体の事故防止に寄与することを目指しています。

【「保護メガネ着用」の安全図記号について】

図記号	表現用語（例）
	保護メガネ着用

※本図記号は、類似図記号の防止や、正しい使用を目的に、登録商標を取得しています。

(2026年2月13日登録)

以上